

公益社団法人鳥取県医師会長  
一般社団法人鳥取県東部医師会長  
公益社団法人鳥取県中部医師会長  
公益社団法人鳥取県西部医師会長  
一般社団法人鳥取県歯科医師会長  
各 病 院 長 } 様

鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関におけるクラスター対策について（通知）

本県の保健行政については、日頃多大なる御理解、御協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

医療機関における新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）のクラスター対策については、令和4年9月2日に本県本庁内に「福祉・医療施設感染対策センター」を設置し、院内感染対策の支援等を行ってきたところですが、令和6年4月1日以降は通常の医療提供体制とする旨、国の方針が示されたことに伴い、「福祉・医療施設感染対策センター」によるクラスター対策については、令和6年3月末をもって終了します。

については、下記のとおり、今後はインフルエンザ等における院内感染発生時と同様に管轄保健所への報告をお願いします。

記

1 報告基準

次に該当する場合は管轄する保健所に報告をお願いします。

- (1) 新型コロナによる又はそれによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- (2) 新型コロナの患者又はそれと疑われる者が1週間以内に10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合（ただし、一連の感染連鎖が継続していると考えられる場合は、1週間以内の期間に限りません。）
- (3) (1) 及び (2) に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合

2 報告方法

管轄の保健所に電話で一報を入れるとともに、詳細をファクシミリ等で報告してください。

※報告様式は保健所毎に異なります。詳しくは各保健所のホームページを御参照ください。

圏域	報告先
東部	鳥取市保健所 保健医療課 感染症・疾病対策係 電 話：0857-30-8533（土日祝、夜間 0857-22-8111） ファクシミリ：0857-20-3962 メールアドレス： <a href="mailto:iryohoken@city.tottori.lg.jp">iryohoken@city.tottori.lg.jp</a> 【ホームページ】 <a href="https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1521020886081/index.html">https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1521020886081/index.html</a>
中部	倉吉保健所 医薬・感染症対策課 電 話：0858-23-3145 ファクシミリ：0858-23-4803 メールアドレス： <a href="mailto:kurayoshihoken@pref.tottori.lg.jp">kurayoshihoken@pref.tottori.lg.jp</a> 【ホームページ】 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/316461.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/316461.htm</a>
西部	米子保健所 医薬・感染症対策課 電 話：0859-31-9317 ファクシミリ：0859-34-1392 メールアドレス： <a href="mailto:yonagohoken@pref.tottori.lg.jp">yonagohoken@pref.tottori.lg.jp</a> 【ホームページ】 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/273357.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/273357.htm</a>

### 3 院内感染対策に関する相談窓口

鳥取県感染制御地域支援ネットワーク（白兎ネット）において、医療機関からの相談、要請等に対し、助言あるいは現地での支援を行っています。相談を希望される際は、管轄の保健所へお問い合わせください。

詳細はホームページ参照：<https://www.pref.tottori.lg.jp/193040.htm>

### 4 その他

- (1) 令和6年3月31日までに福祉・医療施設感染対策センターに報告いただいた院内感染事例で対応継続中の事例は、各保健所へ情報を引き継ぎますので、続報については各保健所へ報告をお願いします。
- (2) 「社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業補助金の終了に伴う対応について（依頼）」（令和6年2月15日付第202300283662号鳥取県福祉保健部長通知）により、対応依頼させていただいたところですが、新型コロナについては、既に感染症法上の5類感染症であり、新型コロナ入院患者の回復後の転院、高齢者施設等での受入れに際しては、退院前のPCR検査の実施を受入れの条件としない等、必要以上の検査負担が生じないよう配慮いただくことを改めてよろしく申し上げます。

(担当)

保険医療指導担当 米原、樽本、前田

電話：0857-26-7189

ファクシミリ：0857-26-8168